令和元年度西川町空き家購入補助金交付要綱

（目的）

第1条　町長は、西川町空き家バンク要綱（平成24年8月町告示第33号）に規定する空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）の利用促進及び移住定住促進を図るため、空き家バンクに登録された物件の購入者に対し、西川町補助金等の適正化に関する規則（昭和40年10月町規則第2号）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）空き家　空き家バンクに登録された物件をいう。

（2）購入者　空き家を購入し、登記手続を済ませ、当該空き家に住所登録した者をいう。

（補助対象者）

第3条　補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する購入者とする。

（1）5年以上定住する意志がある購入者

（2）購入者及び購入者と同居する世帯の納税義務者に税金の滞納が無いこと。

（3）西川町暴力団排除条例（平成24年3月町条例第1号）第2条に規定する暴力団員でないこと及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（4）当該補助金の交付を受けたことのある購入者でないこと。

（5）その他、町長が適切でないと認める者でないこと。

（補助金の額等）

第4条　補助金の額は、1件あたり200,000円とする。

（補助金の申請等）

第5条　補助金の交付を受けようとする購入者は、令和元年度西川町空き家購入等補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出するものとする。

（1）購入者及び購入者と同居する世帯全員の住民票

（2）空き家の所有権を購入者に移転したことを証明する書類

（補助金の交付）

第6条　町長は、前条に規定する申請を受け付けたときは、申請内容、居住実態等を調査した上で、令和元年度西川町空き家購入等補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消及び補助金の返還）

第7条　町長は、交付決定を受けた購入者及び購入者と同居する世帯の者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、返還を命ずることができる。

（1）補助金の交付決定から5年を経過する日までに、転出、転居等により補助対象となった空き家に住む者がいなくなったとき。

（2）補助金の交付決定から5年を経過する日までに、補助対象となった空き家を撤去又は貸与若しくは売却したとき。

（3）虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（4）前各号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めたとき。

（その他）

第8条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附則

　この要綱は、令和元年6月14日から施行する。